

第1817号
令和5年7月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎長官所長会同 (令和5年6月14、15日開催) における最高裁判所長官挨拶	1
◎最高裁判所裁判例要旨	3
(民事)	
●事業者が消費税及び地方消費税の確定申告において課税期間中に行った課税仕入れに係る消費税額の全額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除したことにつき国税通則法(平成28年法律第15号による改正前のもの)65条4項にいう「正当な理由」があると認めることはできないとされた事例 (令和3年(行ヒ)第260号・令和5年3月6日 第一小法廷判決 破棄自判)	
●雇用契約に基づく残業手当等の支払により労働基準法37条の割増賃金が支払われたものとした原審の判断に違法があるとされた事例 (令和4年(受)第1019号・令和5年3月10日 第二小法廷判決 破棄差戻し)	
◎記事	5
●叙位・叙勲 (4月分、死亡者のみ)	
●人事異動 (6月10日～6月18日)	
◎最高裁判所規則・法律等・政令	6
●民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について	
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律について	
●民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について	
●国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	
●国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	

最高裁判所長官挨拶

（令和5年6月14、15日開催の高等裁判所長官、
地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの）

我が国においては、社会経済状況の変化や情報通信技術の発展に伴い、人々の行動様式や意識は絶えず変化し、多様化しています。とりわけ社会のあらゆる分野におけるデジタル化の進展と三年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の蔓(まん)延に伴う行動制限は、人と人との関わり方、仕事の仕方やライフスタイルを大きく変容させました。その中で、裁判所は、裁判の機能の本質を見据えつつ、社会の変化の流れや国民の意識を敏感かつ的確に捉えて柔軟かつ大胆に諸課題に対応し、その紛争解決機能を一層充実強化するための不断の努力を重ねていかなければなりません。

現在、裁判所では、裁判手続のデジタル化を最重要課題として取り組んでいます。より質の高い司法サービスを提供するという観点からは、関係する各部門において、システム開発も視野に入れ、手続利用者の利便性を向上させるとともに、より一層合理的かつ適切に事務が遂行されるよう、検討を進めていくことが肝要です。

具体的な検討内容は、分野や課題により違いがありますが、経験あるいは生活条件の異なる裁判官が、独立して事件を処理するという制度の下では、大多数の裁判官が無理なく実践可能な審理運営を目指し、その検討・実践の手法も、各裁判官等が審理の運営改善の工夫を行うことを支援しつつ、その成果を共有できる機会を設けるなど、日々の執務に密着した負担の少ないものにする必要があります。これまでに蓄積してきた経験に裏打ちされた合理的な手法を次の世代の裁判官等に継承することも、これらの検討・実践を実りあるものにする上で極めて有益です。

デジタル化の検討が先行する民事訴訟の分野では、担当事件全体の合理的なマネジメントという観点から、手続の負担を全体として軽減しつつ、必要な部分には十分な精力を投入できるような審理方法の検討を通じ、審理期間の長期化傾向等の課題に対応することが求められます。とりわけ、デジタル化後のディスプレイ上の記録検討を見据えても、書面や証拠の読み込みの負担を合理的なものとすることは喫緊の課題といえます。

民事訴訟に続き、先日、民事執行、民事保全、倒産、家事事件等の手続を全面的にデジタル化する改正法も成立し、今後、これに対応するための審理運営の見直しを進めることになります。感情的対立の深刻な家事事件において、当事者の負担感を軽減するなどの見地

からは、家事手続の期日等におけるウェブ会議の効果的な活用について、十分な研究をしておくことも大切です。

デジタル化のための法整備の検討が進められている刑事の分野では、裁判員裁判対象事件だけでなく、争いのある非対象事件についても、デジタル化に対応するという観点から、人証中心、公判廷中心の審理を実践、深化させるための検討が求められます。長期化傾向が課題である裁判員裁判における公判前整理手続についても、デジタル化後の手続等のイメージを念頭に合理的な運営の在り方を検討することが求められます。

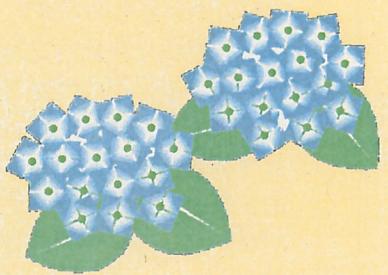
成年後見関係事件については、昨年3月に定められた第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ司法機関としての役割を適切に果たしていく必要があります。また、少年事件では、改正少年法の下、特定少年も含め、個々の少年の資質面や環境面等の具体的な問題に即して、改善更生に向かた適切な働きかけや処遇選択を行うための検討が求められます。

先日、記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書を公表しました。歴史的、社会的意義を有する多くの記録が失われる事態となった原因是最高裁の対応の不適切さにあったものであり、そのことを率直に反省しています。今後、報告書において示した様々な改革の取組を通じて、将来に向けて国民共有の財産としての記録の適切な保存に向けた運用を確保していくことが重要です。

裁判所の紛争解決機能を充実させるためには、これを支える裁判所職員の一人一人が持てる力を十全に発揮できることが不可欠です。そのためには、デジタル化の取組も含め、裁判部門と司法行政部門が一丸となって合理的・効率的な事務処理態勢を構築するとともに、裁判所職員の能力向上を支援する態勢を充実してその能力を中核的事務において十分に発揮させ、働き方改革を進めてワークライフバランスにも配慮するなど、裁判所を、より一層やりがいを持って働くことのできる魅力ある職場にするための施策を強化する必要があります。また、闇(かゝ)達で多様な議論は、裁判だけではなく、司法行政を含めた裁判所の活動全体の要であり、職種や経験、世代の違いを超えて率直な意見交換を行い、失敗を恐れず運営改善に挑戦する機運を醸成することが重要です。国民から負託された裁判所の

責任を果たすべく、裁判所職員それぞれが真摯に、前向きに職責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上



最高裁判所裁判例要旨

民事

- 事業者が消費税及び地方消費税の確定申告において課税期間中に行った課税仕入れに係る消費税額の全額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除したことにつき国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの）65条4項にいう「正当な理由」があると認めることはできないとされた事例

令和3年（行ヒ）第260号
令5・3・6一小判 破棄自判
裁判集民270号本誌1811号

事業者が、平成25年～同27年の各課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告において、上記各課税期間中に転売目的で行った全部又は一部が住宅として賃貸されている建物の購入を、消費税法（平成27年法律第9号による改正前のもの及び同改正後のもの）30条2項1号にいう「課税資産の譲渡等にのみ要する」課税仕入れに区分して、上記購入に係る消費税額の全額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除したところ、上記購入は同号にいう「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する」課税仕入れに区分されるべきであり上記全額を控除することはできないとして更正処分がされた場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下では、上記全額を控除したことにつき、国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの）65条4項にいう「正当な理由」があると認めることはできない。

- (1) 税務当局は、遅くとも平成17年以降、上記購入と同様の課税仕入れを、購入した建物が住宅として賃貸されることに着目して上記「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する」課税仕入れに区分すべきであるとの見解を探っており、そのことは、上記各申告当時、税務当局の職員が執筆した公刊物や、公表されている国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例を通じて、一般の納税者も知り得た。
- (2) 上記(1)以前に税務当局が作成した部内資料や税務当局関係者が編者である公刊物等には、事業者の目的に着目して同号所定の区分を判定していたとも理解され得る記載等があるものの、これらは、上記購入と同様の課税仕入れに直接言及するものでなく、その趣旨や前提となる事実関係が明らか

でない。

- (3) 税務当局は、平成9年頃、関係機関からの照会に対し、上記購入と同様の課税仕入れを上記「課税資産の譲渡等にのみ要する」課税仕入れに区分すべき旨の回答をしているが、上記回答が公表されるなどしたとの事情はうかがわれない。
- (4) 上記各申告当時、上記購入と同様の課税仕入れを事業者の目的に着目して上記「課税資産の譲渡等にのみ要する」課税仕入れに区分すべきものとした裁判例等があったことはうかがわれない。

- 雇用契約に基づく残業手当等の支払により労働基準法37条の割増賃金が支払われたものとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和4年（受）第1019号
令5・3・10二小判 破棄差戻し
裁判集民270号本誌1811号

使用者Yが、変更後の就業規則等に基づく新たな賃金体系の下で、日々の業務内容等に応じて決定される月ごとの賃金総額から基本給等の額を差し引いた額を割増賃金の額とした上で、そのうち基本給等を通常の労働時間の賃金として労働基準法37条並びに政令及び厚生労働省令の関係規定に定められた方法により算定した額を残業手当等の額とし、上記割増賃金の額から残業手当等の額を差し引いた額を調整手当の額としていた場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下においては、YのXに対する残業手当等の支払により同条の割増賃金が支払われたものとした原審の判断には、割増賃金に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

- (1) Yは、新たな賃金体系の導入に当たり、賃金総額の算定については従前の取扱いを継続する一方で、従前の賃金体系の下において自身が通常の労働時間の賃金と位置付けていた基本歩合給の相当部分を新たに調整手当として支給するものとした。
- (2) 従前の賃金体系の下においては、基本給及び基本歩合給のみが通常の労働時間の賃金であったとしても、Xに係る通常の労働時間の賃金の額は1時間当たり平均1300～1400円程度であったことがうかがわれる一方、調整手当の導入の結果、新たな賃金体系の下においては、基本給等のみが通常の労働時間の賃金であるなどと仮定すると、Xに係る通常の労働時間の賃金の額は1時間当たり平均約840円となる。
- (3) Xについては、1か月当たりの時間外労働等は平均80時間弱であるところ、これを前提として算

定される残業手当等をも上回る水準の調整手当が支払われている。

- (4) 新たな賃金体系の導入に当たり、YからXを含む労働者に対しては、基本給の増額や調整手当の導入等に関する一応の説明がされたにとどまり、従前の賃金体系の下における基本歩合給の相当部分を調整手当として支給するものとされたことに伴い生ずる変化について、十分な説明がされたともうかがわれない。
- (補足意見がある。)

記事

◎叙位・叙勲（4月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和5年4月、死亡者のみ）」
のとおり

◎人事異動

名古屋地方・家庭裁判所一宮支部長

名古屋高等裁判所判事 鳥居俊一
依願退官

名古屋地方・家庭裁判所一宮支部長 池田信彦
(以上6月10日)

札幌家庭・地方裁判所判事補

前橋地方・家庭裁判所判事補 宮崎 徹
前橋地方・家庭裁判所高崎支部判事補 宮崎沙織
(以上6月11日)

定年退官

知的財産高等裁判所長 大鷹一郎
(6月12日)

知的財産高等裁判所長

知的財産高等裁判所判事 本多知成
(6月13日)

山形地方・家庭裁判所判事補

東京地方・家庭裁判所判事補 加賀谷友行
長崎家庭・地方裁判所判事補

大阪地方・家庭裁判所判事補 水谷 翔
(以上6月14日)

定年退官

東京高等裁判所判事 村上正敏
依願退官（退官後在外公館）

事務総局刑事局付 雨宮竜太
(以上6月16日)

依願退官

福岡高等裁判所判事 中牟田博章
(6月18日)



最 高 裁 判 所 規 則

法 律 等

等

《民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について》

《配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律について》

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則が、令和五年六月一日に公布されました。

この規則は、最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げることを目的としたものです。

（規則の条文及び新旧対照条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（令和五年六月一日公布 最高裁判所規則第二号）

（規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添1のとおり

この法律は、附則第一条の規定により、同条各号に規定するものを除き、令和六年四月一日から施行されます。また、同条第一号に掲げる規定（経過措置を政令で定める旨の委任規定）は公布の日から、同条第二号に掲げる規定（保護命令に関する手続に関して準用する民事訴訟法の規定及び所要の読み替えに関する改正規定）は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行されます。

（法律の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

（令和五年五月一九日公布 法律第三〇号）

（法律本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

『民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について』

標記の法律（令和五年法律第五十三号）が、令和五年六月一四日に公布されました。

この法律は、民事執行、民事保全、倒産及び家事事件等に関する手続について、①インターネットを利用して申立てを一律に可能とするとともに裁判所からの送達についてもインターネットを利用してすることを可能とすること、②当事者等から提出された書面や裁判所において作成する裁判書等を含め事件記録を電子化し、閲覧等も情報通信機器を利用して行うこと、③電話会議やウェブ会議を用いて裁判所における手続を行うことを可能とし、又はその要件を緩和すること、④民事執行の手続において、債務名義の正本等（電子判決書等に係る記録事項証明書）の提出を省略することを可能とするとのほか、⑤公正証書を電子化するとともに、その作成に当たりウェブ会議を用いることができるようになります。

この法律は、原則として、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。また、附則第一号に掲げる規定は公布の日から、附則第二号に掲げる規定（前記⑤）は公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第三号に掲げる規定（前記③、④）は民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月二十五日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日）から、それぞれ施行されます。

（法律の内容は、令和五年三月二十四日付け最高裁民一第二八四号で通知した法律案及び新旧対照条文のとおりです。）

政 令

◎国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

◎国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

（令和五年五月二六日公布 政令第一九〇号）

内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定に限る。）の施行期日は、令和六年四月一日とする。

(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和5年4月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会常務理事	春 山 進	4. 2	従五位
元大阪高等裁判所判事	安 達 玄	4. 15	正四位 瑞小
元神戸簡易裁判所判事	早 苗 知 次	4. 15	従四位
元日本弁護士連合会理事	藤 井 幹 雄	4. 16	従五位 旭小
元東京簡易裁判所判事	笠 谷 重 典	4. 20	従四位 瑞小
元日本弁護士連合会常務理事	米 澤 龍 信	4. 20	従五位
元室蘭簡易裁判所主任書記官	鈴 木 園 子	4. 21	正五位 瑞双
元札幌簡易裁判所判事	清 水 善 次	4. 27	従四位
元福井簡易裁判所判事	大 西 貞 夫	4. 29	従四位
元前橋地方裁判所民事首席書記官	猪 浦 隆 之	4. 29	正五位 瑞小
元東京簡易裁判所判事	上 田 正 俊	4. 30	従四位

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)

新

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第一項の日当の額は、証人、民事訴訟法第一百八十七条规定第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による審査をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼び出しを受けた者については一日当たり八千百円以内、鑑定人、通訳人、

旧

(証人等の日当の額)

第七条 法第十二条规定第一項の日当の額は、証人、民事訴訟法第一百八十七条规定第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による審査をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼び出しを受けた者については一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人、

新

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条规定第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千百円以内、鑑定人、通訳人は翻訳人については一日当たり七千七百円以内とする。

旧

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条规定第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人は翻訳人については一日当たり七千六百五十円以内とする。

査証人及び同法第二百八十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)又は公害紛

争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千七百円以内とする。

査証人及び同法第二百八十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)又は公害紛

争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり八千五百円以内とする。

第三条関係—人身保護法による国連代理人の旅費等に関する規則(昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号)

第三条 (略)

新

旧

2 日当の額は、一日当たり七千七百円以内において、裁判所が定める。

2 日当の額は、一日当たり七千六百五十円以内において、裁判所が定める。

第八条関係－裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新

旧

（裁判員等の日当・法第十一条等）

第七条
（略）

2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり一万円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり八千五百円以内に

て、それぞれ裁判所が定める。

（裁判員等の日当・法第十一条等）

第七条
（略）

2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり一万五十円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者については一日当たり八千五十五円以内に

おいて、それぞれ裁判所が定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被虐者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）
○銃砲刀剣類所持取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）（附則第五条関係）
○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第六条関係）

施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び暴力に関する事項

三|その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施

施するために必要な国、地方公共団体の協力に関する事項

1	28	29
からへの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) (抄)	抄	
強制的所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) (抄) (附則第五条関係)		
賃用等に関する法律(昭和四十八年法律第四十号) (抄) (附則第六条関係)		

三 その他配偶者から

暴力の防止及び被害者の保護のための施

宿者の保護のための施策に関する
3・4 (略)

(都道府県基本計画等)
第 一条の三 (略)

2 都道府県基本計画においては、次
する。
一・二 (略)
三 配偶者からの暴力の防止及び被

策の実施に関する種
（略）
（略）
（略）
（略）

事項

改 正 案	現 行
目次	目次
前文	前文
第一章 第一章の二 (略)	第一章 第一章の二 (略)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条の四)	第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)
第三章～第五章の一 (略)	第三章～第五章の二 (略)
第六章 刑則 (第二十九条—第三十一条)	第六章 刑則 (第二十九条—第三十条)
附則	附則
(国及び地方公共団体の責務)	(国及び地方公共団体の責務)
第一条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援する）ことを含む。以下同じ。」を図る責務を有する。	第一条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。
(基本方針)	(基本方針)
第一 条の二 (略)	第二条の二 (略)
基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。	基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

第一回の発令において、「おまえがその少年に通なれ」とこの項及び次項並びに第十二章第一項第三号において単に「子」といふ。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ去ると疑うに足りる言動を行つてゐることその他の事情があることから被害者がその同居してゐる子に関する面会することを余儀なくされるのを防止するため必要があると認めるときは、監禁禁止命令を発した裁判所又は発した裁判所は、被害者が立てばにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後

までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居・就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること）及び伝信文等をフックシミリ装置を用いて送信することに限る）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している者及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けたる粗野は不礼衆言動を行つてることその他の

第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る行動を行つてゐることその他、被害者の立場から、被害者がその同居している子に關して配偶者と面会することを余儀なくされるのを防止するため必要があると認めたときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所は、被害者の申立てにより、その生児は身命に危険が加えられることを防止する目的に対し、該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。」、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通勤命の効力が生じた日以後、同号の規定による命の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者が被害者の申立てにより、その生児は身命に危険が加えられることを防止する目的に対し、該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）。

第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他の被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行つてゐる。

第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文書等をファクシミリ装置用いて送信することを除く。）をいう。
一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十ニ号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるもの用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

新記

(第十九条の二) 被害者(「被害者からのもの」に、文部省の基準ノフリに生じたものとする)
に対する脅迫(「被害者による、生命又は身体に對し害を加える旨を告知する。以下この条及び第十八条第一項において同じ。」)を受けた者に限
る。

(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条 第十二条第二項
第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対して、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分所有物不動産登記法(平成十六年法律第二百一十一号)第二条第一項十二号に規定する区分建物をいいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいでしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第一回 命令(めいりん)と申立てによる事件は、相手方の住所(日本国外に住所がないときは住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 指定禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（略）

一 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

過去等命令の申立てでは、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（新設）

二 前条第一項の規定による命令の申立てでは、次の各号に掲げる地
を管轄する地方裁判所にもすることができる。
（略）

一 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等
に対する脅迫が行われた地

判所に申し立てができる。

申立人の住所又は居所の所在地

当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

（保護命令の申立て）

げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

第十一条 削除

第一項 第一百一十二条第一項 第一項ただし書 第一百一十三条	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつもも送達を受けるべき者に交付するべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
記載又は記録 書類又は電磁的記録	記録 書類	たゞ
裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつもも送達を受けるべき者に交付するべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつもも送達を受けるべき者に交付するべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつもも送達を受けるべき者に交付するべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつもも送達を受けるべき者に交付するべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつもも送達を受けるべき者に交付するべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつもも送達を受けるべき者に交付するべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(民事訴訟法の適用)

第一十二条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に開いては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十二条の二、第九十三条第九項及び第十項、第九十二条の二第一項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十二条第一項、第一編第七章、第四回三十二条の二第一項、第四回三十三条の三第一項、第四回三十三条规定)の規定を準用する。

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公職人がいない場合は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務官(第十二条第二項、第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(法務官による監査認証)

第二十一条 法務官による監査認証は、当該官吏は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務官(第十二条第二項、第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の適用)

第二十二条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に開いては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

第一項 第一百六十条第二項 第一項	前条の規定によりファイルに記録された電子調査の内容に	するためにはこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。(以下同じ。)
その旨をファイルに記録	当該電子調査	するためにはこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。(以下同じ。)
その旨をファイルに記録	当該電子調査	するためにはこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。(以下同じ。)

前項の規定によりファイルに記録された電子調査の内容に

第一項 第一百六十条第一項 第一項	前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調査の内容に	記載され、又は記録された書面に記載され、又は記録された電磁的記録
その旨をファイルに記録	当該電子調査	記載された書面に記載された電磁的記録
その旨をファイルに記録	当該電子調査	記載された書面に記載された電磁的記録

すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた。

項目	
第二百五十三条第三項	
第一百六十一條	
第四項	

(一)の法律の適用)
第一二八条の一 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共

第一百六十一條	記録しなければ る	若しくは送付し、又は電子 情報処理組織を使用す る	又は送付する
第四項	記録しなければ る	記録しなければ る	記録しなければ る

第六条第一項		配偶者又は配偶	特定関係者又は特定関係
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者

同生活を営んでいないものを除く。)をする關係にある相手からの暴力(当該關係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該關係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該關係を解消した場合にあっては、当該關係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について適用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中、「配偶者のからの暴力」とあるのは、「特定關係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同生活を営んでいないものを除く。)をする關係にある相手からの暴力(当該關係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該關係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該關係を解消した場合にあっては、当該關係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について適用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中、「配偶者のからの暴力」とあるのは、「特定關係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(一)の法律の適用)
第二二八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共

第六条第一項	配偶者	配偶者	配偶者
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者

第六章 刑則	
第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十一条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。)第	
三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。	
(同条を除く。)中、「配偶者のからの暴力」とあるのは、第二二八条の二に規定する關係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
(新設)	
第二二九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十一条第一項から第四項までの規定によるものを含む。)に違反した者は、二年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。	
(新設)	
第三十一条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	
(新設)	
第三十二条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第十九条の二において読み替えて適用する第十二条第一項若しくは第二項(第十八条において読み替えて適用する第十二条第一項(第十八条の二において読み替えて適用する第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。	
(新設)	

第十条第一項から第十四項まで、第十五条の二、第十六条第二項第一号及び第三項第二号、第十七条第一号、第十八条第一号及び第十九条第一号並びに第二项第一号から第四号まで、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第一号、第十四条第一号及び第十五条第一号並びに第二项第一号から第四号まで、第十八条第一号及び第十九条第一号並びに第二项第一号	配偶者	配偶者	配偶者
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者

(許可の基礎)
第五条、都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合にはおいては、許可をしない。(各項)

六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成十三年法律第三十一号) 第十条第一項又は第十条の二の規定(同法第十九十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)による命令を受けた日から起算して三年を超過していない

(許可の基準) 第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一～十五 (略)

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十一条第一項の規定(同法第二十八条の二において読み替えて適用する場合を含む。)による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

の防止及び被侵者の保護に関する法律(平成十三年三月三十日)第十九条第一項(第十一号)又は第二十一条第一項(第十一号)の規定による申立てで、被侵者の婦女の撫養の民事上の請求の実施に関する条約の実施に関する法律第二十一条第一項にによる申立て、消費者の被害等の集団的な回復の民事の裁判手続の開設する法律第十三条の他の裁判所の裁判の申立てで、基本となるが開始されるところ(第一項若しくは第三項又

譲等に
年法律
一項か
条の二
国際的
側面に
する法
の規定
の財産
復のた
特別に
申立て
を求める
手続
の（第九条第一項若しくは第
三項又は第十一条第一項の規定
の防止及び被害者の保護等に
關する法律（平成十三年法律
第三十一号）第十一条第一項か
ら第四項までの規定による申
立て、國際的な子の奪取の民
事上の側面に關する条約の実
施に關する法律第二百二十二条
第一項の規定による申立て、
消費者の財産的被害等の集團
的な回復のための民事の裁判所
手続の特別に關する法律第十
三条の申立てその他の裁判所の
裁判を求める申立てで、基
本となる手續が開始されるも
の（第九条第一項若しくは第
三項又は第十一条第一項の規定

の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十一条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律等十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十三条第一項の規定

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第六条関係）

改 正 案	現 行
(許可の基準)	(許可の基準)
第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には、許可をしてはならない。	第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には、許可をしてはならない。
一～十五 (略)	一～十五 (略)
十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号) 第十条第一項又は第十一条の二の規定 (同法第二十九条の二において読み替えて適用する場合を含む。)による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者	十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号) 第十条第一項の規定 (同法第二十九条の二において読み替えて適用する場合を含む。)による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者
十七・十八 (略)	十七・十八 (略)
（略）	（略）

〔例題部分は改正部分〕

別表第一（第三条、第四条関係）	現行
別表第一（第三条、第四条関係）	現行

卷之三

		項	上 欄	下 欄
		一 イ 仲 裁 法 第 十二 条 第 二 項、第	一 イ 仲 裁 法 第 十二 条 第 二 項、第	一 イ 仲 裁 法 第 十二 条 第 二 項、第
	千 円			

一イ仲裁法第十一

十六条第三項、第十七條第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三
条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七
条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訴事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力
十六条第二項、第十七条第一項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三
条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七
条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訴事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力

——
——
る申立て、配偶者からの暴力

- 29 -

- 28 -

本 破産法第百八十六条第一項
の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第二百九十九条
及第第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同
法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若
しくは同法第二百五十六条规定第一項の規定による復権消
滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止
決定の取消しの申立て若しくは
は仮の義務付け若しくは仮の
差止めの決定の取消しの申立て
て、労働組合法（昭和二十四
年法律第二百七十四号）第二十
七条の二十の規定による申立
て、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護等に関する
法律第十六条第三項若しくは

本
破産法第百八十六条第一項
の規定による担保権消滅の許
可の申立て、同法第二百九十二
条第三項の規定による商事留
置権消滅の許可の中立て、同
法第二百四十八条第一項の規
定による免責許可の申立て若
しくは同法第二百五十六条规定
一項の規定による復権の申立て
て、民事再生法第二百四十八条
第一項の規定による担保権消
滅の許可の申立て、行政事件
訴訟法の規定による執行停止
決定の取消しの申立て若しく
は仮の義務付け若しくは仮の
差止めの決定の取消しの申立
て、労働組合法（昭和二十四
年法律第二百七十四号）第二十
七条の二十の規定による申立
て、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護等に関する
法律第十六条第三項若しくは

第十七条第一項若しくは第三

第十七條 第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務調停の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法(平成十五年法律第九号)第三十九条第一項の規定による申立て、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第一百五条の二の三第一項、第一百五十五条の四第一項若しくは第五百五条の五第一項の規定による申立て

第十七条第一項の規定による

第十七條 第二項の規定による
申立て、借地借家法第四十四
条第一項ただし書の規定によ
る弁護士でない者を手続代理
人に選任することの許可を求
める申立て、労働審判法第四
条第一項ただし書の規定によ
る弁護士でない者を代理人に
選任することの許可を求める
申立て、特定債務等の調整の
促進のための特待制度に関する
法律第七条第一項若しくは
第二項の規定による民事執行
の手続の停止若しくは続行を
命ずる裁判を求める申立て、
人事訴訟法(平成十五年法律
第九百四号)第三十九条第一項
の規定による申立て、特許法
(昭和三十四年法律第二百一
一号)第一百五条の二の三第一
項、第五百五条の四第一項若し
くは第五百五条の五第一項の規
定による申立て、著作権法(

て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八条）第一百四十四条の第六項若しくは第六百四十九条の第七項若しくは第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十五条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源による不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一一条第一項若しくは第十二条第一項の規定によ

卷之二

卷之二

1

100

- 32 -